

東大和市創業チャレンジ施設運営者募集要項

I 募集概要

1 趣旨

本募集要項は、東大和市（以下「市」といいます。）が、実施している「活気ある商店街づくり事業」の中で、市が指定する地域内の空き店舗を活用し設置する、「創業チャレンジ施設」（以下「東大和市チャレンジショップ」といいます。）の運営者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 東大和市チャレンジショップ運営者募集事業の趣旨

国の「地方創生推進交付金」を活用した「地方創生活気ある商店街づくり事業」を実施する中で、商店街の活性化を目的として設置する東大和市チャレンジショップの運営を希望する法人及びその他の団体（以下「法人等」といいます。）を募集します。これは、法人等の自由な発想で、東大和市チャレンジショップの利用方法や運営方法が提案されることにより、創業を希望する者及び開業を希望する者を支援し、地域に根差した運営を図ることで商店街の活性化を図るものです。

「4 東大和市チャレンジショップの設置目的」をご理解いただき、公共的な施設の運営にふさわしい企画提案をされた応募者を選定します。

また、平成31年度については、東大和市チャレンジショップの運営と併せて、商店街周辺の空き店舗の活用を促進させるセミナーの開催、商店街内の隣接店舗相互連携を図る事業を実施していただきたいと考えておりますので、前述の2つの事業の提案も行っていただきます。

尚、事業の運営にあっては「東大和市創業チャレンジ施設運営等支援事業補助金交付要綱」に基づき、運営者に補助を行います。

3 東大和市チャレンジショップの設置場所

富士見通り商栄会内の空き店舗(南街地域 富士見通り沿い)

設置場所の物件の賃貸借契約については、運営者側で契約をしていただきます。

4 東大和市チャレンジショップの設置目的

- (1) 市内で創業を希望する者及び開業を希望する者に対し、仮創業や身の丈にあった開業する場を提供し、市内で活躍できる事業者の育成の場とすること。
- (2) 商店街の集客の拠点となり、商店街と連携し、にぎわいが創出できる空間にすること。
- (3) 東大和市の地域の活性化が図られる空間にすること。

5 東大和市チャレンジショップの運営期間

本募集要項による東大和市チャレンジショップの運営期間は平成31年度～平成32年度(2020年度)の2年間を予定しています。その後の運営にあっては1年ごとに協議を行い、更新(最大3回)をする予定です。

6 東大和市チャレンジショップの運営内容の提案

東大和市チャレンジショップの運営に当たっては、商店街内の空き店舗を活用した施設とするため、一定の条件等がありますが、「4 東大和市チャレンジショップの設置目的」を達成できると考えられる提案及び公共的な施設の運営にふさわしい提案であれば、収益を得られるような幅広い運営が可能です。

以下の項目は必ず提案書の中に記載してください。

1. チャレンジショップの内容(業種、店舗数、店舗形態(物販、サロン、キッチン 等))に関する
こと
2. 運営に関すること(入居選定、安全管理、収支計画 等)
3. 空き店舗の活用を促進させるセミナーの開催に関すること
4. 商店街内の隣接店舗相互連携を図る事業に関すること

スケジュール (予定)

No	予定項目	日時、期限又は期間
1	募集要項の公表 (市のホームページに掲載)	平成31年 3月19日(火) から
2	質問書受付	平成31年 3月19日(火) から 平成31年 3月22日(金) 午後5時まで
3	質問書に対する回答	平成31年 3月27日(水) 以降 (東大和市公式ホームページに掲載)
4	応募書類受付期間	平成31年 4月8日(月)、9日(火) 各日、午前8時30分から午後5時まで
5	審査日時等の通知	平成31年 4月12日(金) 予定
6	審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)	平成31年 4月中旬の市が指定する日時
7	運営者の決定、通知	平成31年 4月26日(金) 以降予定
8	運営承認内容の協議開始	平成31年 5月上旬から
9	運営開始	平成31年 7月 上旬目途

8 事務局

- (1) 担当部署 東大和市 市民部 産業振興課
- (2) 担当者 石川・境
- (3) 所在地 〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930番地
- (4) 連絡先 (電話番号) 042-563-2111 内線 1071 (FAX 番号) 042-563-5927
- (5) 電子メール sangyoushinko@city.higashiyamato.lg.jp

II 東大和市チャレンジショップの運営条件等

1 総論

- (1) 東大和市チャレンジショップを運営するにあたり、募集要項に掲げる趣旨、設置場所、設置目的を遵守し、地域の活性化に向け、東大和市創業チャレンジ施設運営等支援事業補助金交付要綱に定める範囲内で運営ができます。
- (2) 商店街内の物件を活用するにあたり、物件の貸主が認める範囲内で、運営してください。
- (3) 運営期間の延長については、運営期間中の評価とあわせて、別途協議します。

3 営業日及び運営時間

(1) 営業日

- ① 原則として、年中無休を希望します。(ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)、商業施設の管理上設定される休業日を除く。)
- ② 年中無休と異なる設定の提案を希望する場合は、選定を行う過程で、考慮する場合があります。休業日の設定については、企画提案書により提示してください。

(2) 運営時間

- ① 原則として、1日当たり6時間以上の運営時間(営業時間)を希望します。
- ② 1日当たり6時間未満となる設定の提案については、選定を行う過程で、考慮する場合があります。運営時間の詳細については、企画提案書により提示してください。

4 その他の条件

- (1) 東大和市チャレンジショップは、市が指定する地域内の空き店舗を活用し、運営者が空き店舗の賃貸契約により運営するもので、第三者に運営を委託するなど、再委託することはできません。

(2) 東大和市チャレンジショップ開設に必要な許可の取得

東大和市チャレンジショップ開設にあたり、必要な許可(営業許可、食品衛生管理者、防火管理責任者等)については、開設場所決定後、必要に応じて運営者が届出等を行ってください。

(3) 平成30年度事業参加者の入居優先権

東大和市チャレンジショップ開設にあたり、平成30年度地方創生活気ある商店街づくり事業における商業塾の中で実施したビジネスプランコンテスト入賞者が入居を希望した場合、事業運営に支障をきたさない範囲内で優先的に入居させてください。

(4) 運営者が事業運営にあたって留意すること

- ① 東大和市チャレンジショップの設置目的に合う運営を行うこと。
- ② 法令及び市が定める条件を遵守して運営をすること。
- ③ 東大和市チャレンジショップの運営において、施設内に常駐は必要としないが、担当者を決めること。
- ④ 運営者は、不測の災害事故等に備え、自己の負担で必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を締結することができる。
- ⑤ 東大和市チャレンジショップの運営にあたって、第三者に損害が生じた場合、運営者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が運営者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

市は、運営者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合には、運営者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するも

のとする。

(5) 東大和市チャレンジショップ運営時に留意すること

- ① 東大和市チャレンジショップで発生したごみは、運営者の活動により発生したごみとして、事業系ごみとしての処分を行うこと。
- ② 運営にあたっては、東大和市チャレンジショップの景観を損なわないように配慮すること。運営に際して必要となる消耗品や釣り銭等は、運営者側が準備すること。
- ③ 運営期間終了後、市と協議の上、賃貸借契約に従い、適切な対応をとること。それに関わる費用については運営者側の負担において対応すること。
- ④ その他、販売に関する関係法令を遵守すること。

Ⅲ 応募者の資格

1 単独応募

法人等が単独で応募できます。法人等については、法人格の有無は問いません。

2 グループ応募

単独の法人等では運営が行えない場合には、適切に業務を遂行できる複数の法人等がグループを結成し、応募することができます。

- (1) グループを構成する法人等の数は2以上とし、その中から代表者又は代表法人等を定めてください（他の法人等は構成団体とします）。
- (2) 単独で応募した法人等は、他のグループの応募の構成団体となることはできません。
- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできません。

3 応募者の制限

応募書類提出時点において、法人等が、次の要件に該当する場合は応募者となることができません。また、応募者は、次の要件に該当する法人等から直接又は間接に支援を受けることはできません。なお、補助金交付決定までの期間に、次の要件に該当することになった場合は、応募者としての資格を喪失したものとします。

- (1) 破産者で復権を得ない法人等
- (2) 国税又は地方税を滞納している法人等
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により市から指定を取り消された法人等で、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている法人等
- (5) 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している法人等
 - ① 破産者で復権を得ないもの
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する法人等
- (7) 応募書類提出時点において、東大和市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停

止等の措置を受けている法人等

- (8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等）にある法人等

IV 応募の手続き

1 募集要項

募集要項及び関係書類については、東大和市ホームページに掲載しています。必要に応じて、ダウンロードしてください。

新たに追加する資料や質問への回答など、募集に係る最新の情報は、ホームページにおいて提供する予定です。

東大和市公式ホームページ <http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

2 運営者募集に係る質問の受付

運営者募集に係る質問書（様式1）に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付のうえ、送信してください。

電話などによる個別の質問にはお答えできませんのでご注意願います。

受付期間：平成31年3月19日（火）から3月22日（金）午後5時まで

電子メールアドレス：sangyoushinko@city.higashiyamato.lg.jp

※標題には「東大和市チャレンジショップ募集質問」として送信してください。

回答方法：東大和市公式ホームページに掲載（平成31年3月27日（水）以降）

3 応募のための費用負担

応募に要する経費は応募者の負担とします。

4 応募方法

(1) 運営者応募書類受付期間

日時：平成31年 4月8日（月）から 4月9日（火）まで

各日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。郵送の場合は、上記の受付期間の最終日午後5時必着とします。

(3) 提出又は郵送先

提出先 東大和市役所 本庁舎 1階 産業振興課

郵送先 〒207-8585 東京都東大和中央3-9-30

東大和市役所 産業振興課

6 提出書類及び部数

(1) 応募に際しては、以下の書類を提出してください。提出部数は1部です。

	提出書類	様式	備考
①	東大和市創業チャレンジ施設運営事業補助金交付申請書	様式2	
②	誓約書	様式3	
③	東大和市創業チャレンジ施設運営者募集に係る法人、その他の団体の概況届	様式4の1	
④	グループ構成調書 ※グループ応募の場合のみ提出	様式4の2	グループ応募
⑤	企画提案書	様式5	
⑥	役員又はこれに準ずべき者に関する名簿	任意様式	

(2) 運営者候補者に選定された応募者は、市が通知する期限内に、以下の書類を提出してください。提出部数は1部です。

	提出書類	様式
①	前年度の納税証明書（原本） ※法人等の、法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人市・都民税の納税証明書 ※グループ応募の場合は、構成する法人等すべての納税証明書を提出してください。	各種証明書

※「運営者候補者」とは、審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)において、東大和市チャレンジショップの運営者として、市が協議を行う相手方に選定する応募者をいいます。

7 東大和市チャレンジショップ利用に係る企画提案の留意事項

(1) 東大和市チャレンジショップの設置目的（「I 募集概要」の「4 東大和市チャレンジショップの設置目的」）を踏まえて、企画提案してください。

8 応募に際しての留意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。
- (4) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は運営者の選定及び施設の周知活動において必要な範囲で、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類については、辞退届が提出された場合以外は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- (5) 応募書類については、東大和市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、同条例に則した対応をします。

V 企画提案書の記載内容

1 企画提案項目

- (1) 企画提案書は、平成31年4月26日から平成32年（2020年）3月31日までの、1年間の運営期間について記載してください。
- (2) 企画提案書は、以下の項目について、東大和市チャレンジショップの設置目的に沿った独自の提案を記載してください。

項目	記載内容
① 基本方針	東大和市チャレンジショップの設置目的を踏まえて、運営するにあたっての基本的な運営方針について記載してください。
② 運営方法	運営方法について具体的な提案をしてください。 その際に、東大和市チャレンジショップの設置目的の達成との関係を記載してください。また、使用方法に対して遵守すべき法令等があれば、その法令等を記載してください。
③ 営業日及び運営時間	東大和市チャレンジショップの営業日及び運営時間について、具体的に記載してください。
④ 運営管理体制	事故防止や衛生管理、利用者の対応、来店者からの苦情等への対応方針や対応体制について記載してください。
⑤ 収支計画	運営期間の収支計画について、できる限り具体的な必要経費の内訳や利用者予定数を示したうえで記載してください。

2 企画提案書の体裁等

- ① 企画提案書は、（様式5）を用いてください。
- ② 企画提案に関する有効な資料や、類似業務を実施した事例、または実施している事例等がある場合には、その資料を添付してください。様式は任意としますが、サイズはA4判（A3判による折り込み可）で横書き、左綴じとしてください。
- ③ 企画提案書類は、ホチキス止めではなく、ダブルクリップ等でまとめるか、フラットファイルに綴じて、提出してください。
- ④ 辞退届が提出された場合以外は、提出された企画提案書等は返却しません。

VI 選定方法

1 選定委員会

市長が庁内に設置する「東大和市創業チャレンジ施設運営等支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案内容について総合的に審査を行い、評点が高い団体を運営者として選定いたします。このとき、次点候補者を選定することがあります。

なお、選定の結果によっては、適格者なしとする場合もあります。

2 審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）（予定）

提出された応募書類をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

なお、提出件数が5件以上となった場合は、審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）の対象とする提案者について、書類選考を行う場合があります。

日時	平成31年 4月中旬の市が指定する日時
場所	東大和市役所（市が指定する場所）
説明員人数	3人以内
提案説明・質疑時間（予定）	提案者からの説明：15分以内 東大和市からの質疑：概ね40分
その他	提案者からの説明は、提出された企画提案書類に基づき行っていただきます。選定委員会の委員に対しては、提出された企画提案書類をコピーして配布します。
審査結果通知	平成31年 4月26日（金）以降

3 選定基準

運営者の選定は、以下の基準に基づいて行います。

- (1) 基本方針：運営方針は、東大和市チャレンジショップの設置目的に即しているか。公共的な施設の運営にふさわしいものか。
- (2) 基本事項：事業内容や、運営方法は妥当であるか。また、実行可能性はあるか。
- (3) 事業効果：市の事業や商店街（地域）への波及効果など、東大和市チャレンジショップの設置目的との整合が図られているか。
- (4) 実施体制：事業の実施体制、他での類似事業の実績など、運営者としてふさわしいか。
- (5) その他：その他事業を遂行するにあたっての創意工夫などがあるか。

4 選定結果の通知・公表

- (1) 審査の結果については、平成31年 4月26日（金）以降に審査に臨んだ法人等に通知（発出）するとともに、東大和市ホームページ等で公表します。
- (2) 公表内容は、応募者名（運営者のみ）を予定しています。

Ⅶ 運営準備手続き等

1 運営者候補者との協議

市と運営者は、業務の細目(設置場所も含む)について協議を行います。この場合に、市は必要に応じて運営者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。当該運営者との協議が成立しない場合において、次点候補者がいるときは、次点候補者と協議を行います。

2 1の協議が成立した後、運営者は設置場所の物件の賃貸借契約を締結していただきます。

3 運営者候補者の決定を取消す場合の措置

1の協議が成立した後、賃貸借契約までの間に、次の事項に掲げる事項に該当したときは、運営者の決定を取り消すことがあります。

- ① 東大和市チャレンジショップの運営者としての業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 本募集要項、「Ⅲ 応募者の資格」の要件を備えなくなったとき。
- ③ 著しく社会信用を損なう等により、運営者としてふさわしくないと認められるとき。

4 運営状況の確認等

市は、事業実施期間中の運営状況を把握するため、年1回事業報告書を作成・提出していただきます。また、必要に応じて現地での確認等を行うほかに、打合せ等を行わせていただく場合がありますので、運営者はその実施について協力してください。

5 グループ応募における構成団体の変更

グループ応募による運営者候補者において、東大和市チャレンジショップの運営に支障があると認められる場合は、グループの構成団体の変更を認めます。その際、変更の手続きに必要な提出書類の様式は別途定めます。